

堺市放課後子ども総合プラン事業退室届

年 月 日

堺市教育委員会教育長 様

保護者 住 所

氏 名

電話番号

堺市放課後子ども総合プラン事業の利用の中止（退室）をさせたいので、堺市放課後子ども総合プラン事業実施要綱第14条第1項第2号及び第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

ふ り が な			
児 童 氏 名			
ルーム名・教室名		学 年	年
退室（予定）日 （例：9月1日から利用 しないのであれば8月 31日）	年	月	日
退 室 理 由			

備考

- 1 退室をさせようとする日から起算して6開庁日前の日までに、この届出書を持参又は郵送により
に提出してください。
- 2 この届出書が
に提出されるまでは、堺っ子クラブの利用があったものとみなし、利用の有無にかかわらず負担金の納付が必要です。
- 3 市内間転校により退室をさせようとする場合で、転校先の放課後児童対策等事業を利用させようとするときは、退室をさせようとする日又は転校をさせようとする日から起算して6開庁日前の日までに、この届出書及び転校先の事業の利用申込書を併せて持参又は郵送により
に提出してください。